

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第6条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、当該地域における南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、全県域を対象として、市、県及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。
- 3 「南海トラフ地震に関する対策」は、地震発生までの間における事前応急対策を定める。
地震発生後は、「第3章 災害応急対策」に定めるところにより対処する。
- 4 「南海トラフ地震に関する対策」には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画についても合わせて記載する。
- 5 市及び関係機関は、「南海トラフ地震に関する対策」に基づいてそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期する。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策計画第1章第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」を準用する。

第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

本県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域

第2節 活動体制

第1項 災害対策本部等の設置

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに羽島市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、「災害対策基本法」及び「羽島市災害対策本部条例」に定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 要員の動員及び参集については、第3章第1節「活動体制」に準ずる。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策は第3章に準じる。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 市本部は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- ア 食糧、炊き出し及び食品給与のための資器材、燃料
- イ 飲料水
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品
- エ 救助活動用資機材、重機類
- オ 仮設トイレ
- カ 医薬品
- キ 学用品
- ク その他必要なもの

(2) 市本部は、県本部に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し、応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、(1)に掲げる物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配備

市本部は、人員の配備状況を県に報告する。県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3項 他機関に関する応援要請

他機関に対する応援要請については、第3章第5節に準ずる。

第4項 要配慮者、帰宅困難者等に関する対策

市及び県は、要配慮者、帰宅困難者、滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置、避難所への誘導や帰宅支援等必要な支援対策を講じる。

第5項 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、南海トラフ地震の被害から防護するため、建造物には消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置に努め、また、建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施する。

第6項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市及び県は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

市及び県は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行ったうえで、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

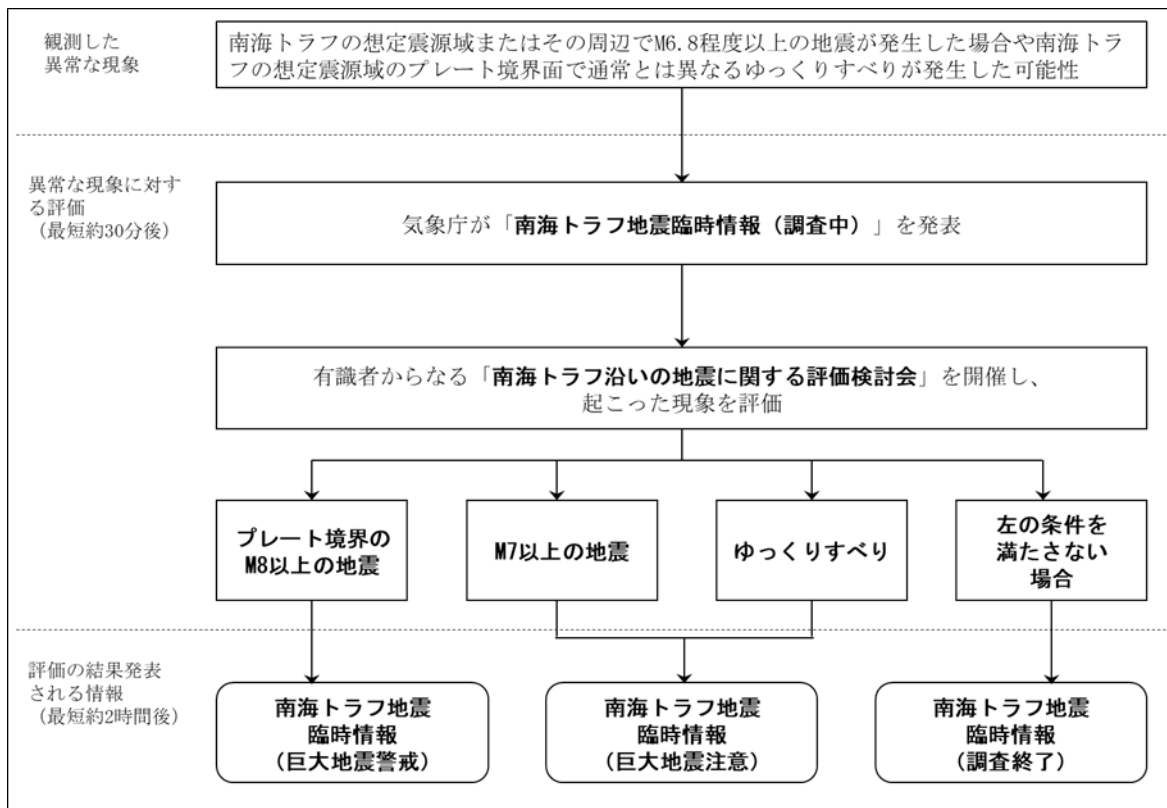
第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対策を取るべき期間

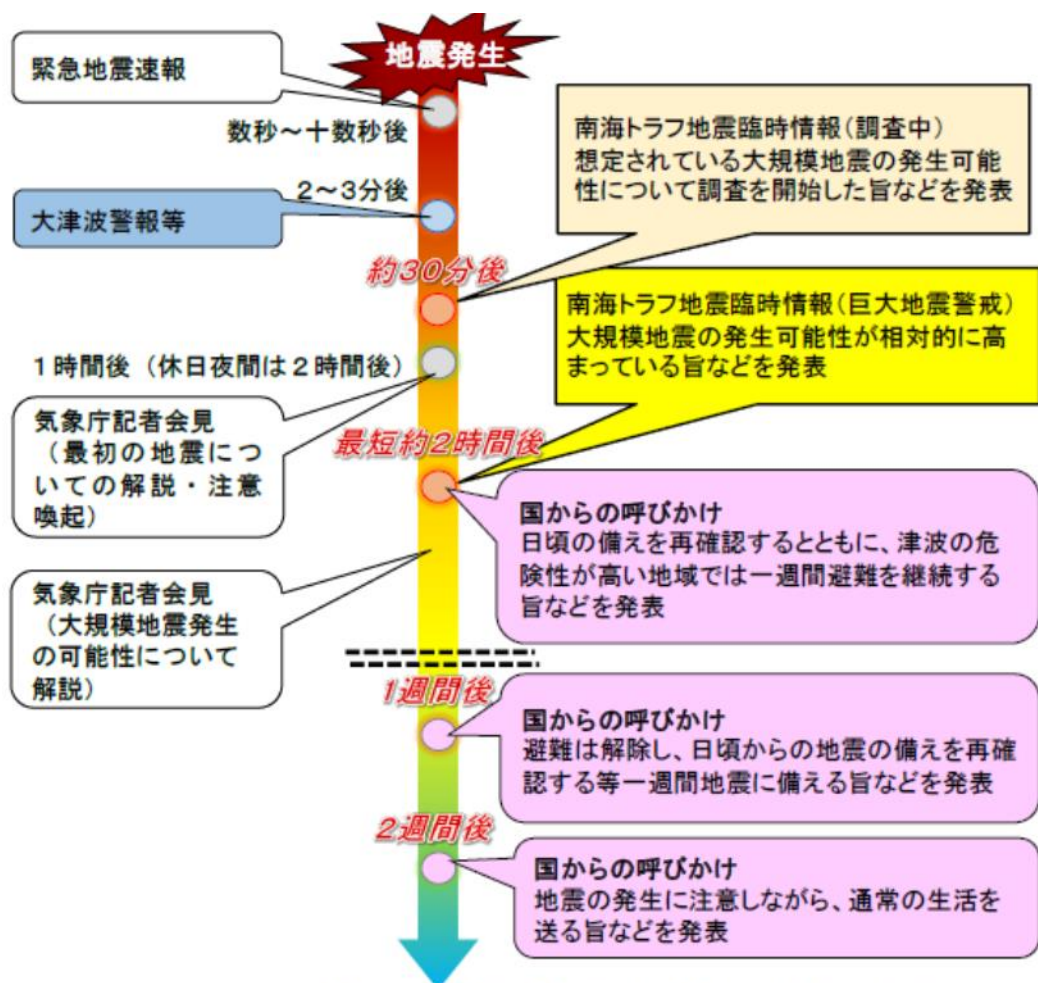
市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（出典：国ガイドライン）

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 市及び県の体制

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、市災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

○市及び県の防災体制等

情報名	市の防災体制等	県の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	危機管理班は各種情報の収集連絡	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市及び兼事務所に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	非常体制、災害対策本部の設置 各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ＜住民への呼びかけ＞ 国のガイドラインより ・日頃からの地震への備えを再確認する ・日常生活を行いつつ、1週間は後発地震に警戒し、その後さらに1週間は注意した行動をとる。	災害対策本部 ＜構成＞ 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 ＜内容＞ ・本部長から市長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	羽島市災害警戒会議 ＜構成＞ トップ：市長室長 メンバー：教育政策課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副市長が出席 ＜内容＞ ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局の対応状況や今後の取り組みを全庁的で情報共有 【対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 ＜住民への呼びかけ＞ 国のガイドラインより ・日頃からの地震への備えを再確認する ・日常生活を行いつつ、一定期間後発地震に注意した行動を取る	岐阜県災害警戒会議 ＜構成＞ トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席 ＜内容＞ ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	危機管理班は、関係部局と情報共有	危機管理部は、庁内各部局、市、県事務所へ連絡し、情報を共有

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

【方針】

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確に広報を実施する。

【実施担当部】

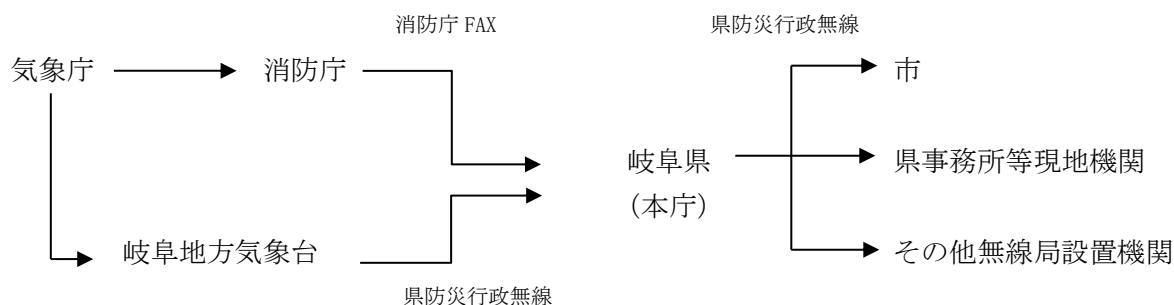
市長室

【実施内容】

1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



(2) 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

(3) 住民等への伝達内容

市及び県は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。

また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動を取るよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動を取るよう呼びかけ など
	1週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

(4) 問い合わせ窓口

市及び県は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

【方針】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、当市における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

【実施担当部】

市長室 建設部 教育委員会

【実施内容】

1 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記(1)を基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間をめぐりに地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、市固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

(1) 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

2 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保するものとする。

市は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

- (1) 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- (2) 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保すること
- (3) 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- (4) 避難所の運営は避難者が自ら行うことが基本であること

3 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

【方針】

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

【実施担当部】

市長室、各担当部局

【実施内容】

1 消防機関の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

2 水防団の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、水防団が混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

- (1) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- (2) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- (3) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

2 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者（市）は、飲料水の供給の継続するため、配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

3 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力

の供給の継続を確保するものとする。

4 ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

5 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

6 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動を取るよう呼びかけるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

7 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

8 交通

(1) 道路

市及び県は、道路管理者等と調整のうえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

(3) 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

9 市自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出水防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- a 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 水門の閉鎖手順の確認又は閉鎖時の津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- d 学校等にあつては、次の掲げる事項
 - （ア） 児童生徒等に対する保護の方法
 - （イ） 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - （ア） 入所等の保護及び保護者への引継ぎの方法
 - （イ） 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対応の実施上重要な建物に対する措置

- a 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、9の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- （ア） 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- （イ） 無線通信機等通信手段の確保
- （ウ） 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- b 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対応

【方針】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

【実施担当部】

市長室、各担当部局

【実施内容】

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練

【方針】

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

【実施担当部】

市長室 消防本部 各担当部局

【実施内容】

1 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練

2 訓練の検証

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

3 訓練の支援

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

4 その他

その他必要な事項は、第2章第3節に準ずる。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

【方針】

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

【実施担当部】

総務部 市長室 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震等に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- (7) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 住民等が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

5 自動車運転者に対する教育

6 相談窓口の設置

市及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。